

財団法人東京都生活衛生営業指導センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適切に執行されているか監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

財団法人東京都生活衛生営業指導センター（以下「センター」という。）は、都における生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて、利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、昭和55年4月に設立された団体で、主として次の事業を行っている。

ア 生衛業に関する衛生施設の維持及び改善向上についての相談及び指導

イ 生衛業に関する経営の健全化についての相談及び指導

なお、生衛業とは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）が適用される飲食店営業、理容業、美容業などをいう。

(2) 都との関係

都は、センターに対し、平成17年度で6,299万余円、平成18年度で6,205万余円の補助金を交付している。その交付目的等は、表1のとおりである。

(表1) 補助金の交付目的及び補助率・負担割合等

(単位：千円)

種 別 (補助金交付要綱)	交付目的	補助率 (負担割合)	交付金額		補助対象
			平成17年度	平成18年度	
経営指導事業費 補助 (経営指導事業費 補助金交付要綱)	センターが行う生活衛生関係営業の健全な経営の育成指導等に必要の事業に対して助成を行うことにより、生活衛生関係営業の近代化、合理化の推進及び衛生水準の向上に資する。	基本額の 10/10 (国庫補助 1/2) (都 1/2)	38,998	38,659	人件費、事業費
営業振興事業費 補助 (生活衛生関係営業振興事業費補助 金交付要綱)	センターが行う生活衛生関係営業振興事業に係る経費を補助することにより、生活衛生関係営業の振興と消費者サービスの向上を図る。	基本額の 10/10 (都単独補助)	23,992	23,392	地域福祉連携推進事業、生活衛生関係営業経営情報化促進事業
合 計			62,990	62,051	

2 組織

センターは、事務所を渋谷区広尾五丁目7番に置き、役員22名（理事長1名、副理事長3名、理事15名、専務理事1名、監事2名）（うち非常勤役員21名）及び職員7名をもって構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成17年度及び平成18年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

- (1) 福祉保健局 平成19年11月1日及び同月26日
(2) 団 体 平成19年11月21日

第4 監査の結果

1 事業実績について

平成17年度及び平成18年度における補助事業の実績は、表2のとおりであり、事業実績報告書を中心に監査を行い、対象事業の執行状況や経理状況について関係書類等を確認した結果、事業は目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 補助事業実績

事業名	年度 (平成)	事業実績
経営指導事業	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営指導員 常勤4名 事務職員 常勤1名 ・ 窓口相談件数 (電話による相談を含む) 融資 1,872件 経営 431件 計 2,303件 など
	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営指導員 常勤4名 事務職員 常勤1名 ・ 窓口相談件数 (電話による相談を含む) 融資 1,534件 経営 318件 計 1,852件 など
営業振興事業	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉モデル事業 (世田谷地区、千代田地区、荒川地区) ・ パソコン講習会 17回 IT活用検討会 11回 など
	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉モデル事業 (世田谷地区、千代田地区、荒川地区) ・ パソコン講習会 19回 IT活用検討会 11回 など